（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分に係る生活環境の保全のための方法）

第五十一条　令第九条第三号の規定による環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物のうち、火災の発生又は延焼のおそれがあるものの処分を行う場合にあっては、産業廃棄物の性状の変化による火災の発生又は延焼を防止するため、早期に消火を行うことができる検出設備の設置、消火設備の設置その他必要な措置を講ずる方法

二　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに先進的な産業廃棄物の処理に関する技術を勘案して、焼却又は熱分解を行う場合には、生活環境の保全のために環境大臣が定める方法

（再資源化工程高度化計画に添付すべき書類）

第五十二条　法第二十条第一項の規定により再資源化工程高度化計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

二　処理工程図

三　当該廃棄物処理施設の付近の見取図

四　当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

五　当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

六　申請者が法人である場合にあっては、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

七　申請者が個人である場合にあっては、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

八　申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書

九　申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し

十　申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し

十一　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

十二　申請者に令第十条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

十三　法第二十条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類

十四　申請者が法第二十条第三項第六号イからヘまでのいずれにも該当しないことを証する書類

十五　再資源化工程高度化計画に記載された廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていることを証する書類

十六　申請者が優良産業廃棄物処分業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十一第二号及び第六条の十四第二号に掲げる者。第五十七条第四号において同じ。）である場合にあっては、そのことを証する書類

十七　再資源化工程高度化計画に係る廃棄物の処分について、申請者が排出した廃棄物を自ら処分する場合であって、かつ、申請者が廃棄物処理法第十二条第九項に規定する事業者である場合にあっては、同項に規定する計画の写し

2　申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

3　環境大臣は、申請者が廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（廃棄物処理法施行規則第三条第七項（廃棄物処理法施行規則第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）、第九条の二第八項（廃棄物処理法施行規則第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第七項（廃棄物処理法施行規則第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（廃棄物処理法施行規則第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第一項の規定にかかわらず、同項第九号から第十二号及び第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

（再資源化工程高度化計画の記載事項）

第五十三条　法第二十条第二項第六号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

二　廃棄物処理施設の処理能力

三　廃棄物処理施設の維持管理に関する次に掲げる事項

イ　排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

ロ　排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

ハ　その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

四　生活環境の保全上必要な条件に関する次に掲げる事項

イ　廃棄物処理法第八条の二第四項（廃棄物処理法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項の許可（廃棄物処理法第九条第二項において準用する場合にあっては、廃棄物処理法第九条第一項の許可）に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容

ロ　廃棄物処理法第十五条の二第四項（廃棄物処理法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第十五条第一項の許可（廃棄物処理法第十五条の二の六第二項において準用する場合にあっては、廃棄物処理法第十五条の二の六第一項の許可）に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容

（再資源化工程の高度化の内容の基準）

第五十四条　法第二十条第三項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　再資源化工程の高度化により、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減が認められること。

二　再資源化工程の高度化において生活環境の保全に係る機能が再資源化工程の高度化の前におけるものと同等以上であること。

（再資源化工程高度化計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準）

第五十五条　法第二十条第三項第三号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　一般廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法施行規則第四条第一項及び第二項の規定の例によること。

二　産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法施行規則第十二条及び第十二条の二の規定の例によること。

（適正な配慮がなされるべき周辺の施設）

第五十六条　法第二十条第三項第四号の環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。